

(参考) 令和5年度末時点のPCB廃棄物の保管等の状況及び6年度末時点への変化量

参考表1-1 PCB廃棄物の保管状況(令和6年3月31日現在)

| 廃棄物の種類        | 高濃度  |           | 低濃度   |           | 濃度不明 |          |
|---------------|------|-----------|-------|-----------|------|----------|
|               | 事業所数 | 保管量       | 事業所数  | 保管量       | 事業所数 | 保管量      |
| 変圧器(トランス)     | 19   | 44台       | 8,518 | 約24,000台  | 398  | 約930台    |
| コンデンサー(3kg以上) | 403  | 約1,100台   | 3,476 | 約14,000台  | 432  | 約1,100台  |
| コンデンサー(3kg未満) | 338  | 約120,000台 | 1,721 | 約70,000台  | 209  | 約11,000台 |
| 柱上変圧器(柱上トランス) | -    | -台        | 146   | 約57,000台  | 7    | 14台      |
| 安定器           | 990  | 約200,000個 | -     | -個        | 768  | 約36,000個 |
| PCBを含む油       | 28   | 約1トン      | 1,274 | 約43,000トン | 31   | 約39トン    |
| 感圧複写紙         | 2    | 約0.05トン   | 21    | 約42トン     | 0    | 0トン      |
| ウエス           | 61   | 約4トン      | 742   | 約140トン    | 26   | 約3トン     |
| OFケープル        | -    | -トン       | 27    | 約440トン    | 0    | 0トン      |
| 汚泥            | 6    | 約12トン     | 129   | 約9,900トン  | 6    | 約190トン   |
| 塗膜            | 0    | 0トン       | 624   | 約1,900トン  | 9    | 約5トン     |
| その他の機器        | 30   | 約5,900台   | 1,717 | 約9,500台   | 77   | 約120台    |
| その他           | 141  | 約210トン    | 2,320 | 約12,000トン | 94   | 約39トン    |

参考表1-2 令和5年度末から6年度末時点にかけての保管量の変化量

| 廃棄物の種類        | 高濃度  |            | 低濃度    |            | 濃度不明 |          |
|---------------|------|------------|--------|------------|------|----------|
|               | 事業所数 | 保管量        | 事業所数   | 保管量        | 事業所数 | 保管量      |
| 変圧器(トランス)     | -8   | -27台       | -1,244 | 約-1,000台   | -122 | 約-250台   |
| コンデンサー(3kg以上) | -55  | 約-460台     | -264   | 約2,000台    | -67  | 約-130台   |
| コンデンサー(3kg未満) | -88  | 約-113,800台 | 244    | 約10,000台   | -25  | 約-6,400台 |
| 柱上変圧器(柱上トランス) | -    | -台         | -34    | 約-22,000台  | -2   | -6台      |
| 安定器           | -7   | 約-174,000個 | -      | -個         | 125  | 約7,000個  |
| PCBを含む油       | 5    | 約-0.13トン   | -217   | 約-38,300トン | -8   | 約-37トン   |
| 感圧複写紙         | -2   | -0.05トン    | -8     | 約-2トン      | 0    | 0トン      |
| ウエス           | -21  | 約-3.05トン   | -62    | 約30トン      | -9   | 約-2トン    |
| OFケープル        | -    | -トン        | 16     | 約-290トン    | 0    | 0トン      |
| 汚泥            | -5   | 約-11.41トン  | -9     | 約1,100トン   | -4   | 約20トン    |
| 塗膜            | 0    | 0トン        | 73     | 約800トン     | -7   | 約-4.96トン |
| その他の機器        | -18  | 約-5,830台   | -934   | 約-2,500台   | -30  | 約0台      |
| その他           | -33  | 約-70トン     | -430   | 約-3,900トン  | -27  | 約-26トン   |

○表1-1及び表1-2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等(「変圧器(トランス)」、「コンデンサー(3kg以上)」、「コンデンサー(3kg未満)」、「柱上変圧器(柱上トランス)」、「安定器」、「その他の機器」)が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。

○PCB等(「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケープル」、「汚泥」、「塗膜」)については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kgとして重量に換算して集計した。

○届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物・製品の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器(トランス)」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー(3kg未満)」は、0.26kg又は0.28ℓ、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「コンデンサー(3kg以上)」は、54kgを1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9ℓ、0.01缶をそれぞれ1個

○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

○「その他」は、「その他の機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。

○電気事業法で定める使用中電気工作物については、PCB特措法の適用範囲ではない。但し、届出がある場合、既存のデータが存在する場合は集計した。使用中電気工作物の中で特に柱上変圧器については、複数の事業場から重複して届け出られるため、電力会社に重複分を削除した値を確認の上、集計した。なお、一部事業者においては、低濃度柱上変圧器を所有しているが、使用中のため、今年度より届出不要の措置が取られている。昨年度までの届出は行われていたことを鑑み、既存のデータが存在する場合として昨年度の値を集計に含めた。

○令和3年度末まで「保管中の低濃度PCB安定器」で計上されている安定器は微量PCB含有疑いの安定器を指すため、濃度不明に再分類することとした。

参考表2-1 PCB使用製品の所有状況(令和6年3月31日現在)

| 製 品 の 種 類                 | 高濃度  |            | 低濃度   |            | 濃度不明  |            |
|---------------------------|------|------------|-------|------------|-------|------------|
|                           | 事業所数 | 所有量        | 事業所数  | 所有量        | 事業所数  | 所有量        |
| 変 圧 器 ( ト ラ ン ス )         | 2    | 5 台        | 8,035 | 約 26,000 台 | 938   | 約 2,300 台  |
| コ ン デ ン サ ー ( 3 k g 以 上 ) | 15   | 18 台       | 951   | 約 5,600 台  | 1,490 | 約 3,500 台  |
| コ ン デ ン サ ー ( 3 k g 未 満 ) | 9    | 39 台       | 430   | 約 6,100 台  | 182   | 約 1,300 台  |
| 柱 上 変 圧 器 ( 柱 上 ト ラ ン ス ) | -    | - 台        | 76    | 約 1,800 台  | 4     | 12 台       |
| 安 定 器                     | 75   | 約 3,400 個  | -     | - 個        | 61    | 約 1,900 個  |
| P C B を 含 む 油             | 4    | 約 0.001 トン | 101   | 約 130 トン   | 2     | 約 0.001 トン |
| 感 圧 複 写 紙                 | 0    | 0 トン       | 0     | 0 トン       | 0     | 0 トン       |
| ウ エ ス                     | 0    | 0 トン       | 0     | 0 トン       | 0     | 0 トン       |
| O F ケ ー ブ ル               | -    | - トン       | 55    | 約 260 トン   | 0     | 0 トン       |
| 汚 泥                       | 0    | 0 トン       | 4     | 約 3 トン     | 1     | 0 トン       |
| 塗 膜                       | 0    | 0 トン       | 324   | 約 910 トン   | 1     | 0 トン       |
| そ の 他 の 機 器               | 0    | 0 台        | 997   | 約 5,000 台  | 159   | 約 580 台    |
| そ の 他                     | 1    | 0 トン       | 335   | 約 6,400 トン | 37    | 約 5 トン     |

参考表2-2 令和5年度末から6年度末時点にかけての所有量の変化量

| 製 品 の 種 類                 | 高濃度  |            | 低濃度    |           | 濃度不明 |            |
|---------------------------|------|------------|--------|-----------|------|------------|
|                           | 事業所数 | 所有量        | 事業所数   | 所有量       | 事業所数 | 所有量        |
| 変 圧 器 ( ト ラ ン ス )         | -2   | -5 台       | -1,040 | 約-4,000 台 | -240 | 約-600 台    |
| コ ン デ ン サ ー ( 3 k g 以 上 ) | -4   | -6 台       | 231    | 約 1,800 台 | -300 | 約-900 台    |
| コ ン デ ン サ ー ( 3 k g 未 満 ) | -3   | 1461 台     | 47     | 約 3,900 台 | -20  | 約-430 台    |
| 柱 上 変 圧 器 ( 柱 上 ト ラ ン ス ) | -    | - 台        | -17    | 約-1,550 台 | 0    | 0 台        |
| 安 定 器                     | -50  | 約-1,500 個  | -      | - 個       | -27  | 約 200 個    |
| P C B を 含 む 油             | 1    | 約-0.001 トン | -3     | 約 0 トン    | -1   | 約-0.001 トン |
| 感 圧 複 写 紙                 | 0    | 0 トン       | 0      | 0 トン      | 0    | 0 トン       |
| ウ エ ス                     | 0    | 0 トン       | 1      | 0 トン      | 0    | 0 トン       |
| O F ケ ー ブ ル               | -    | - トン       | -12    | 約-160 トン  | 0    | 0 トン       |
| 汚 泥                       | 0    | 0 トン       | -4     | -3 トン     | -1   | 0 トン       |
| 塗 膜                       | 0    | 0 トン       | 85     | 約-370 トン  | 0    | 0 トン       |
| そ の 他 の 機 器               | 2    | 3 台        | -280   | 約-1,500 台 | -75  | 約-300 台    |
| そ の 他                     | 3    | 0.23 トン    | -66    | 約 100 トン  | -15  | 約 0 トン     |

○表2-1及び表2-2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等（「変圧器（トランス）」、「コンデンサー（3kg以上）」、「コンデンサー（3kg未満）」、「柱上変圧器（柱上トランス）」、「安定器」、「その他の機器」）が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。

○PCB等（「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケーブル」、「汚泥」、「塗膜」）については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kgとして重量に換算して集計した。

○届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物・製品の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器（トランス）」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー（3kg未満）」は、0.26kg又は0.28ℓ、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「コンデンサー（3kg以上）」は、54kgを1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9ℓ、0.01缶をそれぞれ1個

○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

○「その他」は、「その他の機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。

○電気事業法で定める使用中電気工作物については、PCB特措法の適用範囲ではない。但し、届出がある場合、既存のデータが存在する場合は集計した。使用中電気工作物の中で特に柱上変圧器については、複数の事業場から重複して届け出られるため、電力会社に重複分を削除した値を確認の上、集計した。なお、一部事業者においては、低濃度柱上変圧器を所有しているが、使用中のため、今年度より届出不要の措置が取られている。昨年度までの届出は行われていたことを鑑み、既存のデータが存在する場合として昨年度の値を集計に含めた。

○令和3年度末まで「保管中の低濃度PCB安定器」で計上されている安定器は微量PCB含有疑いの安定器を指すため、濃度不明に再分類することとした。